

令和3年（行ケ）第10066号 令和4年12月13日判決言渡（知財高裁第3部）
審決取消請求事件（原告：中外製薬株式会社 vs. 被告：沢井製薬株式会社、日医工株式会社）
<結論> 請求棄却（無効審決維持→無効確定）

弁理士法人 HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK
弁理士 北岡 瞬（広島事務所所属）
www.harakenzo.com/jpn
06-6351-4384（代表）
iplaw-osk@harakenzo.com



1. 対象特許および主要な証拠の内容

対象特許第5969161号

【請求項1】エルデカルシトールを含んでなる**非外傷性である前腕部骨折を抑制**するための医薬組成物。

甲1発明

「原発性骨粗鬆症患者を対象として0.75μg/日の用量で経口投与される、**ED-71（エルデカルシトール）**を含んでなる、**骨粗鬆症治療薬**。」

2. 裁判所の認定

認定の概要

- ▶ 当業者は、甲1発明の「骨粗鬆症治療薬」が「橈骨遠位端骨折」（**非外傷性である前腕部骨折**）を抑制する医薬組成物であると認識する
- ▶ 「未知の属性」と「新たな用途」、いずれを見出したものでもない（用途発明を否定）
- ▶ 効果についても、エルデカルシトール投与群における前腕部骨折危険率が減少することも予測し得た。本件発明の効果が従来技術に比して格別顕著で予測し得た。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
（お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。）
- 公式X(旧Twitter)では本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内
致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。